

福井坂井地区広域市町村圏事務組合庁用自動車管理規程

昭和 56 年 3 月 31 日

訓 令 甲 第 1 号

改正 昭和 63 年 3 月 31 日 訓令甲第 1 号
平成 21 年 6 月 1 日 訓令甲第 3 号
平成 30 年 5 月 1 日 訓令甲第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、庁用自動車（以下「自動車」という。）の適正な管理と効率的運行を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(所管)

第 2 条 自動車は、自動車を専用して使用する課等で管理し、所属長が総括管理を行う。

(自動車の格納)

第 3 条 自動車は、指定の場所に格納しなければならない。

(自動車の使用)

第 4 条 自動車は、公務又は公務に準ずる用務以外は使用することができない。

(自動車の使用時間)

第 5 条 自動車を使用し得る時間は、勤務時間内とする。ただし、特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(自動車の使用手続)

第 6 条 自動車を使用しようとする場合は、所属長の承認を受けなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(運転日誌)

第 7 条 運転者は、自動車運転日誌に記載し、速やかに所属長に提出しなければならない。

(始業点検)

第 8 条 運転者は、始業前に必ず車両の点検を実施し、その結果を始業点検表に記録しなければならない。

(燃料)

第 9 条 運転者は、燃料を必要とする場合は、指定の業者において給油するものとする。ただし、出張中やむを得ない理由により燃料を補給したときは、帰庁後速やかに手続きをしなければならない。

(事故報告)

第 10 条 運転中において、事故が発生した場合には、運転者は、所属長を経て局長に報告しなければならない。

(その他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、自動車管理について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 3 月 31 日訓令甲第 1 号）

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 1 日訓令甲第 3 号）

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 5 月 1 日訓令甲第 1 号）

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。